

運送約款

旅客運送の部

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 運送の引受け（第3条—第5条）
- 第3章 運賃及び料金（第6条—第13条）
- 第4章 旅客の義務（第14条・第15条）
- 第5章 賠償責任（第16条・第17条）

第1章 総則

（適用範囲）

- 第1条 この運送約款は、当庁が経営する航路で行う旅客の運送に適用されます。
- 2 この運送約款に定めのない事項については、法令の規定又は一般の慣習によります。
- 3 当庁がこの運送約款の趣旨及び法令の規定に反しない範囲内で特約の申込みに応じたときは、その特約によります。

（定義）

- 第2条 この運送約款で「旅客」とは、徒歩客をいいます。
- 2 この運送約款で「大人」とは、15歳以上の者（中学生（中学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の中学校、義務教育学校の後期課程及び特別支援学校の中学部並びに同法第134条第1項の各種学校の中学部に類するものをいう。以下同じ。）に就学する生徒をいう。以下同じ。）を除く。）をいいます。
- 3 この運送約款で「小人」とは、15歳未満の者及び15歳以上の中学生をいいます。
- 4 この運送約款で「営業所」とは、当庁の事務所及び当庁が指定する者の事務所をいいます。

第2章 運送の引受け

（運送の引受け）

- 第3条 当庁は、使用船舶の輸送力の範囲内において、運送の申込みの順序により、旅客の運送契約の申込みに応じます。
- 2 当庁は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。
- (1) 当庁が第5条の規定による措置をとった場合
- (2) 旅客が次のいずれかに該当する者である場合
- ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（疑似症患者及び無症状

病原体保有者を含む。)又は新感染症の所見がある者

イ 泥酔者、薬品中毒者その他他の乗船者の迷惑となるおそれのある者

ウ 重傷病者又は前条第3項に規定する小人で、付添人のない者

エ 年齢、健康上その他の理由によって生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれのある者

オ 第6号のいずれかに該当するものを持ち込む疑いがあると認められるとき、旅客又は第三者の立会いのもとに当庁が行う点検又は検査に応じない者。

(3) 旅客が法令若しくはこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合

(4) 運送契約の申込みがこの運送約款と異なる運送条件によるものである場合

(5) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められた場合

(6) 旅客が次のいずれかに該当するものを持ち込む場合

ア 臭気を発するもの、不潔なものその他乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

イ 銃砲、刀剣その他使用することにより、乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

ウ 爆発物その他乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

エ 遺体

オ 生動物(当庁が支障がないと認め、乗船者に迷惑を及ぼさないよう対策を講じた場合を除く。)

カ その他運送に不相当と認められるもの

(運航の中止等)

第5条 当庁は、法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定した船便の発航の中止又は使用船舶、発着日時、航行経路若しくは発着港の変更の措置をとることがあります。

(1) 気象又は水象が船舶の航行に危険を及ぼすおそれがある場合

(2) 天災、火災、海難、使用船舶の故障その他のやむを得ない事由が発生した場合

(3) 災害時における円滑な避難、緊急輸送その他これらに類する旅客又は貨物の輸送を行う場合

(4) 船員その他運送に携わる者の同盟罷業その他の争議行為が発生した場合

(5) 乗船者の疾病が発生した場合など生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれがある場合

(6) 使用船舶の奪取又は破壊等の不法行為が発生した場合

(7) 旅客が第14条第1項各号に掲げる行為をし、又はしようとしていると信ずるに足りる相当な理由がある場合

(8) 官公署の命令又は要求があつた場合

第3章 運賃及び料金

(運賃及び料金の額等)

第6条 旅客の運賃及び料金（以下「運賃及び料金」という。）の額並びにその適用方法については、第3項に定めるところによるほか、別に地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に届け出たところによります。

2 運賃及び料金には、旅客の食事代金は含まれていません。

3 次の各号のいずれかに該当する小人の運賃及び料金は、無料とします。ただし、座席を1人で使用する場合は運賃及び料金については、この限りではありません。

(1) 1歳未満の小児

(2) 大人に同伴されて乗船する1歳以上の小学校に就学していない小人（団体として乗船する者及び大人1人につき1人を超えて同伴されて乗船する者を除く。）

(運賃及び料金の収受)

第7条 当庁は、営業所において所定の運賃及び料金を収受し、これと引き換えに乗船券を発行します。

(乗船券の効力)

第8条 乗船券は、券面記載の指定便（乗船年月日及び便名又は発航時刻が指定されている船便をいう。以下同じ。）に限り、使用することができます。

(乗船変更)

第9条 乗船券の券面記載の指定便の発航前に限り、旅客が指定便の変更を申し出た場合には、当庁は、やむを得ない場合を除き1回に限り、当該申出に係る乗船券の営業所においてその変更の取扱いに応じます。ただし、変更しようとする指定便の輸送力に余裕がない場合は、この限りではありません。

2 前項の規定により当庁が変更の取扱いに応じる場合には、当該変更に係る手数料は、無料とし、変更後の指定便に対応する運賃及び料金の額と既に収受した運賃及び料金の額を相殺するものとします。

(指定便発航後の乗船変更)

第10条 乗船券の券面記載の指定便の発航後は、旅客はいかなる場合においても指定便の変更を申し出ることができない。ただし、当庁がやむを得ないと認める場合は、当該乗船券の券面記載の乗船日に発航する他の船便の輸送力に余裕がある場合に限り、指定便の変更の取扱いに応じることができます。

(乗船券の紛失)

第11条 旅客が乗船券を紛失したときは、当庁は、いかなる場合においても、乗船券の再発行は行わないものとします。ただし、当庁が、旅客が紛失した乗船券の写真データ等で指定便が確認できる場合においては、この限りではありません。

(不正乗船等)

第12条 旅客が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、当庁は、運賃及び料金のほかにこれらの2倍に相当する額の増運賃及び増料金をあわせて申し受けることがあります。

- (1) 船員等の承諾を得ないで、乗船券を持たずに乗船すること。
- (2) 無効の乗船券で乗船すること。
- (3) 記載事項が改変された乗船券で乗船すること。
- (4) 当該乗船券を使用することができる者以外の者がこれを使用して乗船すること。
- (5) 当庁の係員が乗船券の提示を求め、又は運賃及び料金の支払いを請求してもこれに応じないこと。

(払戻し及び払戻し手数料)

第13条 当庁は、いかなる場合においても、当該乗船券の運賃及び料金は払い戻さないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当庁は、旅客が行う当該指定便の発航前に払戻しの請求に応じることができます。

- (1) 死亡、疾病その他旅客の一身に関する不可抗力により、旅客が、乗船することを取り止めたことを証明した場合
- (2) 当庁が第5条の規定による措置をとった場合において、旅客が運送契約を解除し、払戻しの請求をした場合。
- (3) 当庁が第3条第2項の規定により運送契約を解除した場合

第4章 旅客の義務

(旅客の禁止行為等)

第14条 旅客は、次に掲げる行為をしてはいけません。

- (1) みだりに船舶の操舵設備その他の運航のための設備又は船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作すること。
- (2) みだりに船舶内の立入りを禁止された場所に立ち入ること。
- (3) 船舶内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること。
- (4) みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置又は器具を操作し、又は移動すること。
- (5) 石、ガラスびん、金属片その他船舶又は船舶上の人若しくは積載物を損傷するおそれのある物件を船舶に向かつて投げ、又は発射すること。
- (6) ごみ等を船舶から水中その他船外に投棄すること。
- (7) 船員等の職務の執行を妨げる行為をすること。
- (8) 他の乗船者に不快感を与え、又は迷惑をかけること。
- (9) 船内の秩序若しくは風紀を乱し、又は衛生に害のある行為をすること。

2 旅客は、乗下船その他船内における行動に関し、船員等が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

3 船長は、前項の指示に従わない旅客に対し、乗船を拒否し、又は下船を命じることがあります。

(物品の保管)

第15条 旅客は、船内に持ち込んだ物品は自己の責任において保管しなければなりま

せん。

第5章 賠償責任

(当庁の賠償責任)

第16条 当庁は、旅客が、船員等の指示に従い、乗船港の乗降施設に達した時から下船港の乗降施設を離れた時までの間に、その生命又は身体を害した場合は、運送人が運送に関し注意を怠らなかったことを証明した場合を除き、これにより生じた損害について賠償する責任を負います。

2 前項の規定にかかわらず、当庁は、次の各号のいずれかに該当する場合は、責任を負わないことがあります。

(1) 大規模な災害、震災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において運送を行う場合

(2) 運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行う場合

3 当庁は、旅客の保管する物品の滅失又は損傷により生じた損害については、当庁又はその使用人に故意又は過失があったことが証明された場合に限り、これを賠償する責任を負います。

4 当庁が第5条の規定による措置をとったことにより生じた損害については、第1項又は前項の規定により当庁が責任を負う場合を除き、当庁は、これを賠償する責任を負いません。

(旅客に対する賠償請求)

第17条 旅客が、その故意若しくは過失により、又は法令若しくはこの運送約款を守らなかったことにより当庁に損害を与えた場合は、当庁は、当該旅客に対し、その損害の賠償を求めることがあります。